

監査報告書

2021(令和3)年6月18日

京都精華大学同窓会「木野会」理事会 御中
評議員会 御中

京都精華大学同窓会「木野会」

監事 松井 雅 

監事は、法人法第99条及び木野会定款第22条第6項の規定に基づき、一般的に公正、妥当と認められる方法により京都精華大学同窓会「木野会」の2020年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査いたしました。その結果について下記のとおり報告いたします。

記

1. 監査の方法の概要

理事から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧し、業務の状況を調査しました。

2. 監査の結果

- (1) 木野会の業務に関する決定及び執行は適切になされており、不正の行為又は法令及び諸規程等に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令及び諸規定等に違反する重大な事実は認められません。

以上